

日本国憲法と障害者の権利保障の歴史を学ぶ

特別支援学校高等部における「社会科」の授業実践

神奈川県立鎌倉養護学校（当時） 溝口一朗

1. 自己紹介

1975年4月、旧新潟県立両津高校漁業科にて漁業科プロパーとして教員生活をスタートし、1981年4月から神奈川県立住吉高校（普通科）、1984年4月から神奈川県立大船高校（普通科）の理科（主に生物）担当を経た後、1997年4月から神奈川県立鎌倉養護学校に赴任、以後、再任用教員としての5年間を含め19年間、当校に勤務した。

今回のレポートは、鎌倉養護学校での最後の2年間、高等部肢体不自由部門における「理科・社会」の授業実践の一端についての報告である。

2. 鎌倉養護学校の概要

大船駅より北へ約2km、鎌倉市の北西部、横浜市栄区に隣接する鎌倉市関谷に位置し、谷戸に囲まれた緑豊かな環境にある。義務制の年、1979年に肢体不自由養護学校として開校。1987年4月、高等部に知的障害教育部門が設置され、「肢知併設」の特別支援学校として現在に至る。本校の教育目標は「一人ひとりを大切にして『生きる力』を育もう」であり、個の実態に応じ個の内面（の成長）を大切にしたい指導に心がけてきた。

3. 本実践の動機

2014年度、高等部肢体不自由教育部門に「理科・社会」（週1、40分）が新設され、理科の免許を持つ私に白羽の矢が立った。（それまで17年の特別支援教育の経験の中で、肢体不自由部門は初めてであり多少の不安はあったが、すぐに馴染んだ）

対象生徒は、1～3年生23名のうちの8名、比較的併せ持つ知的障害が軽度の教科的な内容も課題とする生徒たちであるが、精神年齢は小学校低学年～中学校高学年程度までと幅広く、重度の聴覚障害を持つ（全ろう）の生徒1名（手話による会話は可）、内声言語は持つが発語ができない生徒2名を含んでいた。

「理科」については、身近な自然や現象について観察や実験を中心に授業を組み立てたが、「社会」については、いろいろ悩んだ末、戦国時代などの歴史物が好きという数名の生徒の興味関心を考慮し、卒後の社会人としての自立的・主体的な生活のための基礎知識を育むことを目的に、内容を設定した。

また、授業をサポートする先生方に若者が多く、戦後70年を迎える状況下で、戦争を体験した世代の減少、「集団的自衛権の行使容認」問題など大きな歴史の転換期に当たり、改めて先生方共々、戦後の歴史の原点を学び直す意味を考慮した。

4. 授業内容と教材の概要

○ 2014年度（資料参照）

①「憲法と私たちの権利」（時数3）

- ・憲法とは 「最高法規」「立憲主義」「三原則」「太平洋戦争・戦前の政治のあり方」
- ・基本的人権（12の権利）・・・「あなたをまもるほうりつの本 手をつなぐ親の会編」より

<教材> プリント…①「私たちの権利」（拡大コピーし掲示して利用も）

②「あたらしい憲法のはなし 1 憲法」

③「前文」

④「第三章、第十章」

動画…「日本国憲法前文 PV（キヨシロー）」

②「憲法と戦争放棄①」（時数1）

- ・ジェノサイド化した戦争と戦争放棄の意義

<教材> DVD「手記 空襲 1945年高松」（教育のつどい全国集会 in 香川で入手）

③「憲法と戦争放棄②」（時数1）

- ・憲法第二章 戦争の放棄 第九条

<教材> プリント…「第二章 第九条」
「あたらしい憲法のはなし 六 戦争放棄」
音楽 CD…「TETSU KITAGAWA」より「ねがい」

・9 条と国民の安全

<教材> 音楽 CD…「TETSU KITAGAWA」より「わたしを褒めてください」
動画…「憲法改正の歌 自衛隊 PV」

④「戦後 70 年 障害者の権利保障の歴史」(時数 3)

- ・人間扱いされなくて 1940 年代～ 1945 年 終戦 1949 年 身体障害者福祉法
- ・私も働きたい 1960 年代～ 1960 年 身体障害者雇用促進法 1969 年 日本初の「共同作業所」
1979 年 養護学校義務化
- ・私たち抜きに 私たちのことを決めないで 1980 年代～
1981 年 国際障害者年 2006 年 障害者権利条約採択

<教材> 録画…「NHK ハートネット TV シリーズ戦後 70 年『障害者はどう生きてきたか』」
プリント… 同上

○ 2015 年度

カリキュラムの見直し、試行により、10 月から「理科・社会」は 3 年生のみに。対象生徒は、3 名。
「社会」は、2014 年度の発展として

*横浜市福祉課のパンフ「障害福祉のあんない」をテキストに以下の内容を学習

①福祉制度と相談 ②地域で暮らす ③収入と支出、金銭管理 ④福祉サービス利用

*NHK アニメドキュメント「あの日、僕らは戦場で～少年兵の告白」を視聴

戦前、戦中の体制や状況の下で、生徒たちと同年代の 14 歳から 17 歳の少年たちが、否応なく戦争に駆り出され、人格を否定され、犠牲になっていったかを追体験した。

5. 授業・教材の工夫

より具体的に理解できるように視聴覚教材を中心に授業を組み立てた。戦後 70 年ということもあり、意欲的な TV 番組が放映され、アンテナを張ってそれらを録画し活用した。また、インターネット動画をダビングし活用した。

また、プリント(文字情報)を併せて用意するように努め、反復学習による理解の深化や全ろうの生徒への配慮を行った。web ページの活用も有効であった。

授業の展開に当たっては、設問の投げ掛けや感想を聞く、個々の生徒とのやり取りでコミュニケーションを図るなどを通じて、生徒の知識・認識、興味関心の状況等を把握し、生徒たちの積極的な参加を促すように努めた。

6. 生徒の反応と反省点

授業の中で個々の生徒とのやり取りはある程度はできたものの、集団的なディスカッションを通じてダイナミックに学びを深めることは難しかった。これは、個々の生徒の認識レベルにはかなりの差があったこと、また、トイレタイム等の関係で授業時間は実質 30 分程度しかとれなかったことによる。

しかるに、個々の生徒の受け止め方に違い(差)はあったとしても、今後の成長の中で今回の学びが生きてくる可能性もあるのではないかと思う次第である。(なお、「国語」の時間に、「社会」のプリントを使って授業をして補っておられた先生もいた)ただ、「高松空襲」の悲惨な描写が刺激的すぎた生徒が 1 名おり、以後、配慮することになった。

2014 年度前期、授業に参加していた 1 年生のある生徒が休憩時間に「集団的自衛権の行使容認について、先生はどう思うか」と聞いてきた。「君はどう思うの?」と聞き返すと、「憲法がある以上、許されないのではないか」との返答であった。

2 年生のある生徒には、担任の希望もあり、前期と後期に「振り返りテスト」を実施したが、すべて満点であり、真面目に授業に取り組んでいたことが示された。また、2、3 年時と生徒会長を 2 期務めたこの生徒は、3 年生になり 18 歳選挙権が付与されたとき、「卒業後に選挙があったら必ず投票に行く」というていた。

今回の学びが、主権者として一人一人が社会のありように目を向け、主体的に「未来をひらく賢明

な選択」を行うひとつの契機となれば幸いである。

振り返りテスト「社会」の内容

<前期>

いまの憲法すなわち日本国憲法は、[]年5月3日から、日本の政府と私たち国民が守っていくことになりました。

憲法は、国をどういうふう^{くに}に治め^{おさ}、国の仕事^{しごと}をどういうふう^{くに}にやっていくかということ^{こと}をきめた、いちばん根本^{こんぽん}になっている規則^{きそく}、国でいちばん^{だいじ}大事な規則^{きそく}で、国の[]といわれます。

日本国憲法は、日本人で約[]万人、他のアジアの国々で約[]万人の人々がぎせいになったアジア・太平洋戦争と、その原因となった戦前の日本の国のあり方を反省して3つの原則をきめました。それは、主権在民、[]の尊重、戦争放棄の3つです。

- | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|---------|
| (ア) 1946 | (イ) 1947 | (ウ) 1956 | (エ) 1957 | (オ) 100 | (カ) 200 | (キ) 300 |
| (ク) 1000 | (ケ) 2000 | (コ) 3000 | (サ) 根本法規 | (シ) 最高法規 | (ス) 基本的人権 | |
| (セ) 人道主義 | | | | | | |

<後期>

1. つぎの文章は「あたらしい憲法のはなし（1947年・昭和22年 文部省）」にある、憲法のある条文の説明の一部です。これを参考に、下の問いに答えてください。

こんどの憲法では、日本の国が、決して二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、決して心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、決して戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、国の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。

みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。

(問) つぎの憲法のある条文中の[]に当てはまるものを下の(ア)～(セ)から選び、記号を[]に書き入れてください。

第(だい)[]章(しょう) []の 放棄(ほうき)

第(だい)[]条(じょう) 日本(にほん)国民(こくみん)は、正義(せいぎ)と秩序(ちつじょ)を基調(きちょう)とする[]を誠実(せいじつ)に希求(ききゅう)し、国権(こっけん)の発動(はつどう)たる[]と、[]による威嚇(いかく)又(また)は[]の行使(こうし)は、[]を解決(かいけつ)する手段(しゅだん)としては、永久(えいきゅう)にこれを放棄(ほうき)する。

前項(ぜんこう)の目的(もくてき)を達(たつ)するため、陸海空(りくかいくう)軍(ぐん)その他(た)の[]は、これを保持(ほじ)しない。国(くに)の[]は、これを認(みと)めない。

- (ア) 国際(こくさい)紛争(ふんそう) (イ) 国際(こくさい)平和(へいわ) (ウ) 戦争(せんそう) (エ) 交戦(こうせん)権(けん) (オ) 戦力(せんりょく) (カ) 武力(ぶりょく) (キ) 一
(ク) 二 (ケ) 三 (コ) 四 (サ) 八 (シ) 九 (ス) 十 (セ) 二十五